

法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
フジパスク株式会社	—	東京都世田谷区上馬四丁目 2 番 5 号	R7.6.20 ～ R7.10.20 4ヵ月	指名停止等措置要領 別表第 2 第 5 号（独占禁止 法違反行為）	日精株式会社、住友重機械搬送システム株式会社、フジパスク株式会社及び I H I 運搬機械株式会社は、公正取引委員会により、令和 7 年 3 月 2 4 日、建設事業者が発注する特定地下式 P S 工事において、独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていた違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として公表された。 当該事業者は建設事業者から特定地下式 P S 工事の見積依頼があった場合には、それぞれ、当該確認申請図の記載内容から、確認申請図採用メーカーが各社のうちいずれの者であるかを確認した上で互いに連絡を取り合い、確認申請図採用メーカー以外の者から供給意欲が示されない限り、同確認申請図採用メーカーを供給予定者とし、供給予定者が提示する見積価格は、供給予定者が定め、供給予定者以外の者は、供給予定者から連絡のあった価格以上の見積価格を提示するなどにより、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにし、特定地下式 P S 工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。

法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
関電ファシリティーズ株式会社	—	大阪府大阪市中央区城見 1 丁目 3 番 7 号	R7. 7. 4 ～ R7. 10. 3 3ヵ月	指名停止等措置要領別表第 2 第 1 4 号 (イ) (建設業法違反行為)	関電ファシリティーズ (株) は令和 6 年 1 月 19 日付けで建設業許可部局 (大阪府) より以下の監督処分を受けた。 当該事業者は平成 30 年 8 月 23 日、令和元年 7 月 10 日、令和 2 年 8 月 20 日、令和 3 年 8 月 12 日及び令和 4 年 8 月 10 日に行った、平成 30 年 3 月 31 日、平成 31 年 3 月 31 日、令和 2 年 3 月 31 日、令和 3 年 3 月 31 日及び令和 4 年 3 月 31 日を審査基準日とする経営規模等評価の申請において、建設業法第 27 条の 2 第 2 項から第 4 項までの規定に違反して、当該申請書及び添付書類に技術検定の受検に際し虚偽の実務経験の証明を行うことによって不正に資格 (A 氏にあっては 1 級電気工事施工管理技士及び 1 級管工事施工管理技士、B 氏にあっては 1 級管工事施工管理技士) を取得したため、当該資格が証する技術的能力を有さない両氏について当該資格が証する技術的能力を有する者であるとの記載をしたことが建設業法第 28 条第 1 項柱書に該当するとして大阪府より指示処分を受けた。
大成産業株式会社	—	青森県青森市大字浜田字玉川 2 6 2 番地 9	R7. 7. 4 ～ R7. 10. 3 3ヵ月	指名停止等措置要領別表第 2 第 4 号 (イ) (贈賄)	大成産業 (株) の代表取締役及び同社社員は、秋田県が発注した道路補修工事及び道路・河川維持管理業務委託を巡り、同県職員が大成産業に対し下請けとして受注できるようにした見返りに現金を渡したとして、令和 7 年 4 月 26 日、秋田県警に贈賄の容疑で逮捕された。
パナソニック産機システムズ株式会社	—	東京都墨田区押上 1 丁目 1 番 2 号	R7. 7. 18 ～ R7. 9. 17 2ヵ月	指名停止等措置要領別表第 2 第 13 号 (建設業法違反行為)	建設業法第 26 条第 1 項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していたことが、同法第 28 条第 1 項第 2 号に該当すると認められるとして、22 日間の営業停止処分を受けた。

法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
パナソニック関東設備株式会社	—	群馬県前橋市古市町1丁目50番地の14	R7.7.18 ～ R7.9.17 2ヵ月	指名停止等措置要領 別表第2第13号 (建設業法違反行為)	建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していたことが、同法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、22日間の営業停止処分を受けた。
パナソニックマーケティングジャパン株式会社	—	大阪府大阪市中央区城見2丁目1番61号	R7.7.18 ～ R7.10.17 3ヵ月	指名停止等措置要領 別表第2第13号 (建設業法違反行為)	① 建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していたことが、同法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、22日間の営業停止処分を受けた。 ② 建設業法第7条第2号及び建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたことが、同法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、指示処分を受けた。
パナソニック環境エンジニアリング株式会社	—	大阪府吹田市垂水町3丁目28番33号	R7.7.18 ～ R7.10.17 3ヵ月	指名停止等措置要領 別表第2第13号 (建設業法違反行為)	① 建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していたことが、同法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、22日間の営業停止処分を受けた。 ② 建設業法第7条第2号及び建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたことが、同法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、指示処分を受けた。

法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
株式会社A S t a r	—	東京都千代田区丸の内1丁目11番1号 パシフィックセンチュリープレイス丸の内13階	R7.8.8 ～ R7.11.7 2ヵ月	指名停止等措置要領 別表第2第15号 (不正または不誠実な行為)	令和6年9月30日、当庁と株式会社A S t a rは「メラネシアにおける電子海図整備状況調査事業」の請負契約を締結した。 契約後、当庁から再三にわたり仕様に基づく会議の開催や事業計画の見直し、資料の修正を求めるも、これに応じず条理を逸脱した対応を続け、事業の進捗に大幅な遅れを生じさせた。 このような状況が続いたことから、令和7年3月18日及び3月24日、当庁から同社に必要書類の提出を求めた契約履行にかかる要請を文書により通知するも履行期限である令和7年3月28日までに仕様書に適合する成果物の納品がなかったため、令和7年3月28日付けで契約解除したものの。
株式会社グンエイ	—	群馬県太田市飯田町812番地	R7.8.8 ～ R7.11.7 3ヵ月	指名停止等措置要領 別表第2第8号のイ (公契約関係競売等妨害又は談合)	株式会社グンエイ代表取締役及び関東建設工業(株)営業部長らは、群馬県桐生市が発注した新庁舎建設工事において、一般競争入札の条件が自社に有利になるように入札公告案を修正させたとして、令和7年6月19日、埼玉・群馬県警察合同捜査本部に公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕された。
関東建設工業株式会社	—	群馬県太田市飯田町1547 O T A スクエアビル7F	R7.8.8 ～ R7.10.7 2ヵ月	指名停止等措置要領 別表第2第10号 (公契約関係競売等妨害又は談合)	株式会社グンエイ代表取締役及び関東建設工業(株)営業部長らは、群馬県桐生市が発注した新庁舎建設工事において、一般競争入札の条件が自社に有利になるように入札公告案を修正させたとして、令和7年6月20日、埼玉・群馬県警察合同捜査本部に公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕された。

法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
多野産業株式会社	—	群馬県藤岡市藤岡 1 8 5 8 番地 1	R7. 8. 8 ～ R7. 11. 7 3ヵ月	指名停止等措置要領 別表第 2 第10号 (公契約関係競売等妨害又 は談合)	多野産業株式会社の代表取締役は、令和 6 年 6 月頃、群馬県藤岡市が発注した公共工事の 一般競争入札を巡り、非公開の最低制限価格 を藤岡市副市長から入手したとして、令和 7 年 5 月 1 3 日、群馬県警察に官製談合防止法 違反と公契約関係競売入札妨害の疑いで逮捕 された。